

NEW

出産・子育て応援 交付金事業

妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援交付金事業が始まります。

①伴走型相談支援

妊婦や低年齢期（特に0～2歳）の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行って必要な支援につなぐ取り組みを行います。

②経済的支援（出産・子育て応援給付金）

妊娠届出や出生届出を行った妊産婦等に対し、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用にかかる負担の軽減を図る経済的支援を行います。（当面は妊娠届出時、出生届出後の面談時に申請書を記入し、それぞれ5万円を現金給付します。）

対象

令和4年4月1日以降に出生された方
※事業開始日より前に妊娠届出・出産された方へは羽曳野市からアンケートや申請書を送付しますので期日までに提出してください。

※詳細については、市ウェブサイトにてご確認ください。

問合せ

- ①こども家庭支援課 ☎072-947-3888
②子育て給付課 ☎072-947-3836



農業資材等価格高騰に伴う 農業者支援事業

この間の様々な要因による肥料や農業資材などの高騰により、生産コストが増加している本市の農業者の経営を支援します。

申請方法

申請書および必要書類を添えて、市役所産業振興課まで

対象

羽曳野市に住所または所在地を有する農業者で、農業所得に係る販売金額が50万円以上の農業者、または本市が認定している認定新規就農者

申請期限

令和5年3月3日(金)まで

支援内容

農業所得に係る販売金額等により支給額を決定

問合せ

産業振興課 農政耕地担当
☎072-947-3731



詳細は市ウェブサイト



高齢者生活支援 価格高騰に伴う65歳以上の市民生活支援

電力・ガス・食料品等価格高騰に伴う高齢者の経済的負担を軽減するため、65歳以上の市民の方へ1人あたり5,000円分のJCBギフトカードを簡易書留にてお届けしています。普段のお買い物など、日常生活にぜひお役立てください。

対象

基準日（令和4年10月31日）において羽曳野市の住民基本台帳に登録されている方のうち、65歳以上（昭和32年11月1日以前生まれ）で下記のいずれかに該当する方。

1. 羽曳野市の住民基本台帳の登録地にお住まいの方。
2. 配偶者等からの暴力（DV）を理由に一時保護をされている方、または住民票を移さずに避難している方であって、申出受付期間にその旨を申し出た方。（令和4年12月12日で受付終了しています。）
3. 住民票を移さずに養護老人ホームまたは特別養護老人ホームへ措置されている方。

お手元に届いていない方へ

すべての対象者への配送完了には、3月上旬までかかる見込みです。

オレンジ色の封筒で
お届けしています！



コールセンター ☎06-4797-5753

（平日9:00～17:00）開設期間：3月31日まで

「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署が警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。